

政令第 号

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第
四項の法人を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」の下に「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」を加え、第二号中「国立大学法人東京海洋大学」を削り、「国立大学法人名古屋工業大学」の下に「国立大学法人奈良国立大学機構」を加え、「国立大学法人福島大学」を削り、「国立大学法人北海道教育大学」の下に「国立大学法人北海道国立大学機構」を加え、「国立大学法人琉球大学及び国立大学法人和歌山大学」を「及び国立大学法人琉球大学」に改め、第三号中「及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構」を「大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人情報・システム

ム研究機構及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構」に改める。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

理由

国立大学法人の統合等を踏まえ、環境報告書の公表等の義務の対象となる特定事業者の範囲の見直しを行う必要があるからである。